



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 大伸化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉浦 久毅
(J A S D A Q ・ コード 4629)
問合せ先 経営企画室長 丸山 淳
電 話 03-3432-5872

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第63期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず今後も適切な人材の登用・招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第25条及び定款第32条を新設するものであります。なお定款第25条につきましては各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記の条文新設にともない、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|------------------|--|
| (新 設) | <u>(取締役との責任限定契約)</u> 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第25条～第30条 (条文省略) | 第26条～第31条 (現行どおり) |
| (新 設) | <u>(監査役との責任限定契約)</u> 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第31条～第36条 (条文省略) | 第33条～第38条 (現行どおり) |

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成27年6月26日 (金)
平成27年6月26日 (金)

以 上